

処 分 基 準

平成29年10月20日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規程により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型車等	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
二輪車等	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車をいう。